

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十一年四月九日

参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定技術の取引について、新たに導入されるいわゆるボーダー規制の実効性を確保するため、企業等に  
対し、新制度の周知徹底を図るとともに、関係省庁の連携を一層強化すること。

二 新たに設けられる輸出者等遵守基準を具体的かつ実効性の高いものとする一方、本法を遵守し適正な輸  
出を行っている企業等の手続を簡素化するなど、過度な負担を軽減し、経済活動を阻害することのないよ  
う留意すること。

三 迂回輸出のより効果的な防止のため、世界の安全保障貿易管理体制の整備に各国と協力して取り組み、  
特にアジア諸国との連携の強化に努めること。

右決議する。